

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	シャカイフクシホウジン シンセイジュカイ				
法人名	社会福祉法人 新生寿会				
法人所在地	〒	715-0004			
	岡山県井原市木之子町2416-1番地				
フリガナ	シノザキ シンヤ				
書類作成担当者	篠崎 心哉				
連絡先	電話番号	080-2900-6901	FAX番号	03-3445-5309	E-mail arisunomori-kinoko2@lime

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。  
 ※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

- I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること  
 II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	94,374,264	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	103,143,128	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	820,000,000	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	716,856,872	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	863,113,969	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	94,068,948	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	21,906,975	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	30,281,174	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月	

要件 I

○

## 【記入上の注意】

- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)  
 ※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除いた額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	22,246,152	円		
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	24,578,793	円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	770,000,000	円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	745,421,207	円		
(ア)前年度の賃金の総額	891,678,304	円		
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	94,068,948	円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	21,906,975	円		
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	30,281,174	円		
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	56,444,778 円	660,412,094 円	28,564,335 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	180.0 人	2,337.4 人	252.0 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	15.0 人	194.8 人	21.0 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	313,582 円	282,545 円	113,351 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 22,246,200 円 )	123,590 円 ( 22,246,200 円 )		
	<input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 22,246,261 円 )	12,799 円 ( 2,303,820 円 )	8,532 円 ( 19,942,441 円 )	
	<input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( 22,246,286 円 )	15,764 円 ( 2,837,520 円 )	7,879 円 ( 18,416,138 円 )	3,939 円 ( 992,628 円 )
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	15	人(見込)		
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月	～	令和 5 年 3 月 ( 12 か月 )	

要件 II  
○

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)  
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び (ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

### (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

**イ 介護職員処遇改善加算** ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 処遇改善賃金改善台帳 ) (賃金改善に関する規定内容) ①常勤の介護職員「基本給」を基準をもとに毎月1,000円以上増額する(職責、年次に応じて)また、非常勤職員に対しては時給10円以上を増額する。令和2年2月より旧特殊業務手当を基本給に組入と同時に職責に応じた最低基準額を引き上げ毎月平均15,200~30,000を増額する。伴って特殊業務手当が廃止となるため減額分を差し引き一人当たり平均7,500円増額 合計18,750,000円(年)支給する。 ②責任者の介護職員に「管理職手当」として毎月5,000~120,000円以上増額し総額10,190,000円(年)支給する(職責に応じて) ③常勤介護職員に対して夜勤手当を一回につき1400円増額、総額12,580,000円(年)支給する。 ④常勤介護職員に対し処遇改善手当として、一月8500円支給する。また令和2年2月より職責に応じて更に6,500~9,500円に増額する。平均15,800円を総額35,000,000円(年)支給する。 ⑤調整手当(新設)として職責・将来性において対象者約30名程度に約9,800円(月)総額3,100,000円(年)支給する。 ⑥資格手当の支給手当を増設し資格手当を常勤資格保有職員、約100人に対して月3,800円 総額4,689,000円(年)支給する ⑦令和2年2月より基本給増額に伴って年間賞与支給を基本4.4%から4.0%に見直す、また基本給増額に伴う増額分として一人当たり平均20,000円(年)総額4,000,000円(年)支給する ⑧処遇改善一時金として3月末に常勤職員に対し一人当たり平均15,000円 総額3,000,000円支給する。 ⑨その他、特別手当として総額1,000,000円(年)支給する。 ⑩但し稼働率や勤務態度、勤務状況(退職者等)等の評価により必ずしも上記の限りではない。また、増額により発生する社会保険料(増額合計の14%)の概算額を約12,000,000円を含む。 ※上記手当増額に対し時短勤務職員に関しては0.75を乗じた金額を支給する。 ※上記金額は各項目ごとに概算となっております。 ※上記の額には平成25年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際の増額分も含まれます。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 25 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )				

**ロ 介護職員等特定処遇改善加算** ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	A・介護福祉士の資格を有している B・前年給与総支給額が440万円を超えている C・前職歴・学習歴をトータルして鑑みた実務経験が10年以上 D・ABCを満たす者の中で、人事考課を加味した者
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 処遇改善賃金改善台帳 ) (賃金改善に関する規定内容) ①令和2年2月より基本給増額に伴って年間賞与支給を基本4.4%から4.0%に見直す、また基本給増額に伴う増額分として約185名に20,000円、総額3,000,000円(年)支給する。 ②令和3年7月より賞与掛率もしくは賞与特別手当にて、約185名にて20,000円、総額13,000,000円(年)支給する。 ③令和3年5月より常勤の介護職員「基本給」を処遇改善加算で増額したものに加えて、平均毎月1,000円以上増額する(職責、年次に応じて)また、非常勤職員に対しても処遇改善加算で増額したものに加えて平均時給10円以上を増額する。平均2,000円(月)増額 合計5,000,000円(年)支給する。 ④年度末3月31日に一時金として10,000,000円を経験・能力・職責を鑑みて平均50,000円支給 ⑤上記に伴う増額分の社会保険料2,800,000円を含む ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

### ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

<p>独自の賃金改善の具体的な取組内容</p>	<p>①毎月の基本給や新設手当による増額により、処遇改善加算の収入より超過した増額分を法人負担にて補填(連続性のある手当や基本給の場合支給中止ができないため)          ②昨年度実績にて必要な一時金において特定処遇改善加算の総額を超えるために支給した増額分19,462,000円。(実績報告と計画書では切り取る断面が違ふ為発生)</p>
<p>独自の賃金改善額の算定根拠</p>	<p>①処遇改善のお知らせ+特定処遇改善のお知らせの総額を毎月の改善額の累積計から差引いた残り</p>

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

<b>キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。</b>		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

<b>キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b>		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① ①年間目標と達成モデルによる人事考課の実施 ②各種委員会の設立定期的な委員会議の開催 ③新人研修制度 ④管理職による個別面談の実施 ⑤新人研修担当者の選出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>①介護福祉士資格取得者に対し実務者研修と受験料の補助として30,000円合格者にはさらに30,000円支給 ②介護支援専門員合格者に対して初回研修の費用を実費支給(上限60,000円まで) ③介護支援専門員取得者のうち更新研修の費用を実費支給(上限60,000円まで) ④認知症介護実践者研修を受けるものに対して受講料の全額を支給 ⑤認知症対応型サービス事業者管理者研修を受けるものに対して受講料の全額を支給 ⑥小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受けるものに対して受講料を全額支給 ⑦介護福祉士実習指導者研修を受けるものに対して受講料を全額支給 ⑧ユニットリーダー研修を受けるものに対して、研修費等を実費支給(上限100,000円まで) ⑨その他、妥当と認められた研修に対する費用の一部もしくは全額を支給する。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

<b>キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。</b>		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

#### 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

##### 【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

##### 【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、**必ず全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、**それぞれ1つ以上**の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

#### 5 見える化要件について<特定加算> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。  変更なし

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	<input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( )	/	<input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 13 日

法人名 社会福祉法人 新生寿会

代表者 職名 理事長 氏名 佐々木 健

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 新生寿会
-----	-------------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	94,374,264
------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算					介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
		都道府県	市区町村					新規・継続の 別	① 算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加 算 率 ( c )	② 算定対象月(d)		
11370303198	東京都	東京都	港区	特別養護老人ホーム ありすの杜きのこ南麻布	介護老人福祉施設	2,947,101	10.90	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	31,994,904	
21370303180	東京都	東京都	港区	ショートステイ ありすの杜きのこ南麻布	介護予防短期入所生活介護	239,808	11.10	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,651,220	
31370303164	東京都	東京都	港区	ケアハウス ありすの杜きのこ南麻布	介護予防特定施設入居者生活介護	735,933	10.90	継続	加算Ⅰ	8.20%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	7,893,312	
41390300109	港区	東京都	港区	グループホーム ありすの杜きのこ南麻布	介護予防認知症対応型共同生活介護	445,508	10.90	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,468,240	
51390300182	港区	東京都	港区	小規模多機能型居宅介護 ありすの杜きのこ南麻布	介護予防小規模多機能型居宅介護	217,901	11.10	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,960,484	
61390100053	千代田区	東京都	千代田区	小規模特別養護老人ホーム ジョーロール麹町	地域密着型介護老人福祉施設	633,117	10.90	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,873,360	
71390100046	千代田区	東京都	千代田区	グループホーム ジョーロール麹町	介護予防認知症対応型共同生活介護	421,554	10.90	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,120,456	
81390100038	千代田区	東京都	千代田区	小規模多機能型居宅介護事業所 ジョーロール麹町	介護予防小規模多機能型居宅介護	238,852	11.10	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,245,136	
913701000735	千代田区	東京都	千代田区	グループホーム ジョーロール神田佐久間町	介護予防認知症対応型共同生活介護	234,134	10.90	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,399,336	
1013701000743	千代田区	東京都	千代田区	通所介護 ジョーロール神田佐久間町	介護予防認知症対応型通所介護	224,147	11.10	継続	加算Ⅰ	10.40%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,105,060	
111390900056	品川区	東京都	品川区	グループホーム 小山	介護予防認知症対応型共同生活介護	248,329	10.90	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,605,436	
121390900064	品川区	東京都	品川区	小山倶楽部	介護予防小規模多機能型居宅介護	299,125	11.10	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	4,064,028	
131390900403	品川区	東京都	品川区	グループホーム 東五反田	介護予防認知症対応型共同生活介護	463,600	10.90	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	6,730,908	
141390900395	品川区	東京都	品川区	小規模多機能型居宅介護事業所 東五反田倶楽部	介護予防小規模多機能型居宅介護	387,328	11.10	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,262,384	
15											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
16											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
17											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
18											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
19											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		
20											令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)		

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 新生寿会
-----	-------------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	22,246,152
---------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特定 処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) [円]
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	① 算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 ( e )	③ 介護福祉士配置等要件	④ 算定対象月(f)	
11370303198	東京都	東京都	港区	特別養護老人ホーム ありすの杜きのこ南麻布	介護老人福祉施設	2,947,101	10.90	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	8,866,056
21370303180	東京都	東京都	港区	ショートステイ ありすの杜きのこ南麻布	介護予防短期入所生活介護	239,808	11.10	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	734,664
31370303164	東京都	東京都	港区	ケアハウス ありすの杜きのこ南麻布	介護予防特定施設入居者生活介護	735,933	10.90	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,155,120
41390300109	港区	東京都	港区	グループホーム ありすの杜きのこ南麻布	介護予防認知症対応型共同生活介護	445,508	10.90	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,340,256
51390300182	港区	東京都	港区	小規模多機能型居宅介護 ありすの杜きのこ南麻布	介護予防小規模多機能型居宅介護	217,901	11.10	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	435,360
61390100053	千代田区	東京都	千代田区	小規模特別養護老人ホーム ジョーロール麹町	地域密着型介護老人福祉施設	633,117	10.90	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,235,912
71390100046	千代田区	東京都	千代田区	グループホーム ジョーロール麹町	介護予防認知症対応型共同生活介護	421,554	10.90	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,268,196
81390100038	千代田区	東京都	千代田区	小規模多機能型居宅介護事業所 ジョーロール麹町	介護予防小規模多機能型居宅介護	238,852	11.10	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	477,216
91370100735	千代田区	東京都	千代田区	グループホーム ジョーロール神田佐久間町	介護予防認知症対応型共同生活介護	234,134	10.90	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	704,364
101370100743	千代田区	東京都	千代田区	通所介護 ジョーロール神田佐久間町	介護予防認知症対応型通所介護	224,147	11.10	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	925,536
111390900056	品川区	東京都	品川区	グループホーム 小山	介護予防認知症対応型共同生活介護	248,329	10.90	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,006,920
121390900064	品川区	東京都	品川区	小山倶楽部	介護予防小規模多機能型居宅介護	299,125	11.10	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	597,648
131390900403	品川区	東京都	品川区	グループホーム 東五反田	介護予防認知症対応型共同生活介護	463,600	10.90	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,879,800
141390900395	品川区	東京都	品川区	小規模多機能型居宅介護事業所 東五反田倶楽部	介護予防小規模多機能型居宅介護	387,328	11.10	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	619,104
15												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	
16												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	
17												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	
18												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	
19												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	
20												令和 年 月～令和 年 月( ヶ月)	